



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。

結婚・出産・子育て

令和7年度の新規事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	結婚したとき	結婚祝品支給事業	婚姻届を提出したとき、5万円相当の商品券・利用券と5千円相当の地場産品を贈呈	◆引続き本市に居住する方	市民税務課 市民年金係 【内線131】
2	お子さんが生まれたとき	出産祝品支給事業	出生届を提出したとき、出生児1名につき10万円と6千円相当の地場産品を贈呈	◆引続き本市に居住する方	市民税務課 市民年金係 【内線131】

継続事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
3	婚活をしようと思った時	Aiナビやまがた登録推進補助金事業	やまがたハッピーサポートセンターが運営する婚活マッチングサイトAiナビやまがたの入会登録（継続）費用の半額または5,000円のうち、いずれか低い額を補助	◆市内在住であること ◆市税等の滞納がないこと ◆婚姻後市内に居住する意思があること	社会教育課 生涯学習 スポーツ係 【内線326】
4	妊娠を希望されるとき	不妊治療（先進医療）費助成事業	1回あたり10万円を上限に助成	市民が、厚生労働省の定める基準により先進医療として告示されている不妊治療で、保険診療となる生殖医療と併せて実施される治療を受けた場合。	健康増進課 健康指導係 【内線620】
5	妊娠中に保険適用外の妊婦健康診査を受けたいとき	尾花沢市妊婦健康診査助成事業	妊娠中の医療機関で実施される保険適用外の妊婦健康診査に対して一部助成（上限14回） ※ 上限額あり ※ 母子健康手帳交付の際、受診券を発行	◆健診日に尾花沢市に住所を有する妊婦の方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
6	妊娠届出時、出産後（新生児・乳児家庭訪問時）	妊婦のための支援給付事業	すべての妊婦が安心して出産・育児ができるよう妊娠届出時に妊婦1人につき50,000円、出産後にお子さま1人につき50,000円を給付	◆本市に住所があること ◆妊娠期・出産後に保健師や助産師と今後の子育てについての見通しを面談した者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
7	お子さんが小さく生まれたとき	未熟児養育医療給付事業	お子さんが小さく生まれた（出生体重2,000g以下）などで、医師が入院を必要と認めた場合に、生まれてから退院するまでの医療費と食事療養費（自己負担分の一部）を助成 ※ 世帯の所得に応じた自己負担あり	◆1歳未満の乳児	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
8	出産後、心身の状態に不安があり、支援が必要な時	尾花沢市産後ケア事業	出産後1年未満の産婦で、心身の不調等により支援が必要な方に、宿泊型（上限7泊）や訪問型（上限2回）の産後ケアを実施（一部自己負担料金有）	◆本市に住所があり、出産後1年未満の産婦と乳児で、市が必要と認めた方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
9	新生児聴覚検査を受けたとき	新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査の費用を全額助成	◆出生後6カ月以内に申請が必要	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
10	保育園給食に対する助成	私立保育園等副食費助成事業費補助金	保育園・認定こども園を利用している児童の給食費月額4,800円を助成（申請不要）	◆市内在住で保育園・認定こども園等を利用している保護者 ※国免除対象者以外	福祉課 保育係 【内線175】
11	18歳以下のお子さんを養育しているとき	児童手当	18歳以下の児童を養育する家庭に対し、児童の年齢区分に応じた手当を支給	◆18歳以下の児童を養育する家庭	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
12	ひとり親家庭で、18歳以下のお子さんを養育しているとき	児童扶養手当	18歳以下の児童を養育するひとり親家庭に対し、所得区分に応じた手当を支給	◆18歳以下の児童又は20歳未満の障がい児を養育するひとり親世帯（所得制限あり）	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
13	預かり保育や認可外保育施設などを利用するとき	施設等利用給付事業	①認定こども園が行う預かり保育について、基準額または450円×利用日数のいずれか低い額を給付 ②認可外保育施設や、一時預かり、病児病後児保育事業等について、基準額を上限に給付	◆①認定こども園が行う教育認定（1号認定者）の預かり保育を利用し、保育の必要性がある子ども ◆②認可外保育施設等を利用し、下記の全てを満たす子ども ・保育の必要性がある ・保育所、認定こども園等に入所していない ※3歳未満児は住民税非課税世帯	福祉課 保育係 【内線175】
14	障害児を預かる保育園への助成	障害児保育事業費補助金	障害児を保育するため加配される保育士の人件費月額55,400円を補助	◆障害児を保育する私立保育園・認定こども園	福祉課 保育係 【内線175】
15	放課後児童クラブを利用するとき	放課後児童クラブ利用料軽減助成金	利用料金の一部を助成	◆要保護、準要保護世帯、兄弟同時入所世帯	福祉課 保育係 【内線175】
16	ひとり親家庭で、一時的に資金が必要なとき	市母子寡婦福祉たすけあい資金	経済的自立と生活の安定を図るための資金を無利子で貸付	◆ひとり親家庭	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
17	ひとり親家庭で、一定の資格取得を目指すとき	ひとり親家庭就業支援事業（高等職業訓練促進給付金等事業）	父又は母が一定の資格（保育士、看護師、介護福祉士等）を取得するための養成訓練費を支給	◆ひとり親家庭	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
18	ひとり親家庭で、指定の就業講座を受講するとき	ひとり親家庭就業支援事業（自立支援教育訓練給付金等事業）	父又は母が指定の講座（雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等）を受講する費用を支援	◆ひとり親家庭	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
19	ひとり親家庭の児童が小・中学校に入学するとき	尾花沢市ひとり親家庭等就学奨励費補助金	小中学校に入学する子を持つひとり親家庭に、子1人につき1万円を支給	◆ひとり親家庭 ※その他の要件あり	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
20	買い物時の商品割引等のサービスを受けたいとき	やまがた子育て応援パスポート（県事業）	商品の割引や買い物ポイント加算等のサービスを受けることができるパスポートの発行	◆妊婦から、高校3年生までの子がいる家庭	福祉課 保育係 【内線175】
21	お子さんを医療機関等に連れて行くとき	子育て支援医療費助成事業	0歳児から高校3年生まで（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。就学されていない方も含む。）が医療機関等を受診した際の自己負担額の助成 ※ 保険外診療分や入院時の食事療養費は、助成対象外	◆0歳児から高校3年生まで（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。就学されていない方も含む。）	健康増進課 国保医療係 【内線624】
22	お子さんがインフルエンザの予防接種を受けるとき	子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザ予防接種を受ける1歳～高校3年生までの方に接種費用の一部を助成	◆10月～1月の間にインフルエンザ予防接種を受ける方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
23	出産等による里帰り時にお子さんが定期予防接種を受けるとき	定期予防接種費用助成事業	母親の出産等の理由により、県外の里帰り先で定期予防接種を受ける際の接種費用を助成 ※ 事前に申請し、接種後に領収書を添えて償還払いの手続きが必要	◆乳幼児定期予防接種対象者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
24	お子さんが定期予防接種を受けるとき	乳幼児定期予防接種費用助成事業	乳幼児が定期予防接種を受ける際の接種費用の全額を助成 ※ 市外で接種する際には、事前に接種券の交付を受けること	◆乳幼児定期予防接種対象者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
25	ひとり親家庭等で、医療機関等を受診するとき	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の家族（児童・母又は父）が医療機関等を受診した際の自己負担額を助成 ※保険外診療分や入院時の食事療養費は助成対象外	◆所得税非課税世帯のひとり親家庭等 ◆ひとり親家庭の18歳以下の児童とその母又は父（両親のいない18歳以下の児童も含む）	健康増進課 国保医療係 【内線624】
26	小児慢性特定疾病児童で日常生活用具を必要とするとき	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	特殊寝台、特殊マット等を給付 ※費用の一部負担あり（所得に応じた負担額の軽減あり）	◆市内に居住する小児慢性特定疾病児童	福祉課 生活福祉係 【内線172】
27	風しんの検査や予防接種を受けたいとき	風しん予防接種に関する費用助成事業	風しんの抗体検査と予防接種費用を助成	◆S48.4.2～H7.4.1生まれの妊娠を希望している女性 ◆妊婦の夫、及びその同居家族 ◆過去に2回以上風しんの予防接種の接種歴がない方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
28	生活保護世帯、 準要保護世帯の 児童・生徒	子どもの学習支援事業	対象児童・生徒に大学生等のボランティアを派遣し、学習支援並びに進学相談等に応じる	◆児童・生徒（主に小学生・中学生）で、一定の要件を満たす方	福祉課 生活福祉係 【内線171】
29	子ども会等で活動するとき	尾花沢市「地域の人財」活用支援事業	PTA活動、子ども会活動で「地域の人材（人財）」を活用し、講座や体験学習等を開催した場合、指導者への謝礼費（1人×2千円）を助成	◆子どもが関わった事業であること ◆本市在住の講師、団体に依頼すること	中央公民館 地域振興係 【内線327】
30	子ども達へ伝承活動を行うとき	尾花沢市ふるさと塾形成事業	地域の生活文化や知恵・伝統芸能など、子ども達へ伝承活動を行っている団体への助成	◆賛同団体として登録されていること（または、登録すること）	社会教育課 生涯学習 スポーツ係 【内線325】
31	造血幹細胞移植後に定期予防接種の再接種が必要な時	造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成	造血幹細胞移植により、移植前の定期予防接種の予防効果が期待できない方が、受けた再接種費用の助成	◆本市に住所があり、20歳未満の方 ◆接種前の申請が必要	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】



令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。



定住・移住・新築・リフォーム支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	東京23区等から尾花沢市に移住したとき	移住支援金	就職、起業等で本市へ移住する際に支援金を助成（単身者60万円、世帯者100万円、18歳未満の子どもがいる場合は30万円加算）	◆東京23区に5年以上在住又は通勤をし、申請後5年以上継続して本市に居住する意思がある方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
2	移住を前提にした田舎暮らしを体験したいとき	田舎暮らし短期体験事業（宿泊費レンタカー費用助成）	①市内の民間宿泊施設に宿泊する際の費用を助成（1泊2日以上4泊5日以内、1泊5千円） ②レンタカー、タクシーを使用する際の費用を助成（レンタカー1日2千円、タクシー1日5千円）	◆移住を前提にした短期の田舎暮らしを体験する方	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
3	宅地を取得するとき	宅地取得等助成事業（ふるさと暮らし応援事業）	①宅地等購入価格の10%以内で上限50万円を助成 ②空き家購入費を含む宅地取得の場合、10%以内で上限100万円を助成 ※上乗せ要件あり	◆自らが居住するための宅地等（空き家を含む）を取得した方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
4	住宅を建てる時	新築住宅等助成事業（ふるさと暮らし応援事業）	新築住宅建築費の10%で上限100万円を助成 市内業者施工加算50万円、子育て世帯等加算20万円、建替加算30万円	◆住宅を新築（建替えを含む）する方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
5	空き家を活用するとき	家財道具処分事業（空き家活用支援事業）	空き家の荷物整理や家財道具撤去費用の2/3で上限20万円を助成	◆空き家バンクに登録している物件の所有者 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
6	空き家を活用するとき	空き家改修事業（空き家活用支援事業）	空き家バンク登録物件を取得、賃借した転入者又は子育て世帯等へ助成 ①取得した空き家の改修費用の2/3で上限100万円 ②賃借した空き家の改修費用の2/3で上限70万円	◆空き家バンクに登録している物件の購入者、または賃借者 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
7	新婚世帯が新生活をはじめるとき	結婚新生活支援事業	新生活をはじめる際の住居費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）や引越費用等を助成 40歳未満の夫婦は上限30万円、30歳未満の夫婦は上限60万円	◆夫婦所得500万円未満の新婚世帯 ◆婚姻日における年齢が40歳未満の夫婦 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
8	民間賃貸住宅等を借りるとき	民間賃貸住宅等家賃助成事業（ふるさと暮らし応援事業）	家賃月額額の20%で上限2万円/月（転入世帯でひとり親の子育て世帯は30%で上限3万円/月）を3年間助成（助成期間延長要件あり）	◆婚姻届を提出してから1年以内で40歳未満の世帯や、市外から転入して3年以内の世帯 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
9	民間賃貸住宅を建設するとき	民間賃貸住宅建設利子補給事業（ふるさと暮らし応援事業）	賃貸住宅建設借入金に対し、金融機関などへ支払った利子の1/2で上限60万円/年を3年間助成	◆1棟あたり4戸以上の共同住宅の建設 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
10	克雪住宅を建築するとき	克雪住宅建設等助成事業	融雪式住宅（熱利用）・高床式住宅（基礎高1.5m超等）・耐雪式住宅（2.5m以上の積雪耐荷重）の建築費を助成 対象事業費の30%で上限60万円 ※上乗せ要件あり	◆左記について 一般住宅及び建物の床面積の1/2以上が居住部分である併用住宅であること ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
11	消融雪装置の設置や除雪機械を購入するとき	消融雪装置設置助成事業	① 消融雪装置の導入に係る事業費の30%で上限60万円を助成 ※上乗せ要件あり ② 家庭用除雪機械購入価格の10%で上限10万円を助成	◆左記の①について 一般住宅及び建物の床面積の1/2以上が居住部分である併用住宅であること ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
12	太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を設置するとき	再生可能エネルギー設備導入事業	以下のメニューについて設置費を助成 ①太陽光発電設備 ②蓄電池設備 ③木質バイオマス燃焼機器 ④太陽熱利用装置 ⑤地中熱利用空調装置 ⑥雪氷熱利用 ⑦V2H設備	◆家庭又は事業所における導入 ◆着工前の申請が必要 設備ごとに補助の割合上限が違います ※ その他の要件あり	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
13	荒楯地区分譲地を購入するとき	尾花沢市荒楯地区分譲宅地定住支援事業	荒楯地区分譲地の購入費への助成 残り1区画（分譲価格2,921,000円、補助金584,000円）	荒楯地区分譲地を購入し、所有権移転登記を完了した方で、かつ、7年以内に住宅の建設を確約した方	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
14	住宅を建てるとき	定住促進住宅用地活用事業	市有地等の宅地を15年間貸付、15年間経過後に希望者には無償で市有地等を譲渡する	◆土地を借りて、住宅を建築して居住すること	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
15	不良住宅を除却するとき	尾花沢市不良住宅除却促進事業	不良住宅の解体に要する経費への助成（経費の80%、上限100万円）	◆本市の区域内に存し、居住を目的として使用されていた空き家。不良度の測定で評点が100点以上のもの ※その他要件あり	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
16	住宅をリフォームするとき	尾花沢市住宅リフォーム支援事業費補助金交付事業	市内で自己所有の住宅をリフォーム工事する場合に、市内又は県内に本社のある業者が施工する総額10万円以上の工事に対し、要件に応じて、12万円から45万円を上限に助成	◆各申請受付期間 ・交付申請：1月10日まで（工事契約・着工前に申請が必要） ・実績報告：工事終了後2月10日まで	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
17	木造住宅の耐震診断をするとき	尾花沢市木造住宅耐震診断士派遣事業	平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅に対し、耐震診断士を派遣し無料で診断を実施 ※ただし、構造図等必要図面がない場合は別途請求	◆自らが所有し、かつ居住する木造住宅であること ◆店舗併用住宅の場合は、住宅の用途が延べ床面積の1/2以上であること ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
18	危険な場所にある住宅を除却するときや、危険住宅に代わる住宅を建設または購入するとき	尾花沢市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付事業	①土砂災害特別警戒区域内の、居住している家屋を除却する費用等への助成（除却費：国で定める除却単価/mを限度、動産移転費：97万5千円を限度） ②危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の利子について助成（年利率8.5%を限度に建物は325万円、土地は96万円）	◆危険住宅に代わる住宅の建設・購入地が土砂災害警戒区域内である場合は、除却に要する経費のみが対象 ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
19	危険なブロック塀等を撤去するとき	危険ブロック塀等除却支援事業	通学路や避難路に面する危険なブロック塀等を撤去する費用の一部を補助 撤去工事費の2/3または、撤去する長さ×3万円/mのいずれか少ない額（上限15万円）	◆高さ1mを超えるブロック塀の内、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」で1項目以上の不適合がある場合 ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
20	住宅を建設する際に資金を借り受けるとき	尾花沢市勤労者住宅建設資金利子補給金	労働金庫から住宅建設資金を借り受けたものに対する利子補給（1件50万円以上、上限200万円。年利3.65%を限度に5年間）	◆住宅面積が280㎡以内の住宅を建設若しくは購入する方、又は宅地面積が450㎡以内の宅地を購入する方 ◆所得制限あり	商工観光課 商工労政係 【内線254】
21	浄化槽の設置	尾花沢市浄化槽設置整備事業	合併浄化槽の本体工事費を対象に、人槽ごとの助成	◆公共下水道認可区域、農業集落排水事業整備区域を除く市内全域の住宅（小規模店舗併設住宅については、住宅部分のみ対象） ※着工前の申請が必要です	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
22	浄化槽の設置	尾花沢市浄化槽整備促進事業	単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽を設置するリフォーム費用に対する人槽ごとの助成	◆尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けた者のうち、既存単独浄化槽または汲み取り便槽からの転換事業 ※着工前の申請が必要です	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
23	下水道への接続の際に融資を受けるとき	生活排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給事業	1件につき100万円以内で、市長が定めた額の融資あっ旋及び利子補給（工事完了時期により利子補給率の変動あり）	◆償還期間は融資日から60ヶ月以内 ◆供用開始から工事完了が3年以内であること ※着工前の申請が必要です	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
24	下水道または農業集落排水に接続するとき	下水道排水設備設置事業	合併浄化槽から下水道接続への助成	◆合併浄化槽を廃止し、下水道等に接続する方 ※ 尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと ※着工前の申請が必要です	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
25	住宅地等で発生した災害の復旧工事をするとき	居住空間安全対策事業費補助金	住宅地等で発生した災害の復旧に要する経費への助成（経費の1/3、上限10万円） 被災の原因となる災害が激甚災害に指定された場合は上限額を20万円とする	◆災害救助法が適用された自然災害、又は、1時間雨量20ミリ、24時間雨量80ミリのいずれかを超過する降雨（公共災と同基準）により発生した災害に対する復旧工事費	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
26	不良住宅に申請したが、該当しなかったとき	老朽空き家除却事業補助金	不良住宅除却促進事業補助金の申請をされた方のうち、該当しなかった空き家の解体に要する経費への助成（経費の40%、上限40万円）	◆不良住宅除却促進事業補助金の条件 ◆解体後の敷地については空き家バンクへの登録申請を行うこと	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
27	移住世帯が運転免許証を取得する、または安全運転講習を受講するとき	移住者自動車運転免許取得等支援事業	①移住者が自動車運転免許を取得する場合、費用の50%で上限15万円を助成（1世帯1名に限る。） ②移住者（Uターン者も可）が安全運転講習を受講する場合、講習費の1/2で上限1万円を助成	①運転免許取得への助成 ・県外からの転入であること ・世帯員全員が、尾花沢市に住所を有したことがないこと ・定住後6月以上1年以内であること ②安全運転講習受講への助成 ・本市への定住後6月以上1年以内であること ※①②ともその他要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。



医療・健康づくり支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	特定健康診査等を受けるとき	特定健康診査費用の一部助成	市で実施する、すこやか健診又は人間ドックのフレッシュ健診・特定健康診査費用の一部を助成	◆健診受診時点に国民健康保険に加入している20歳以上の方	健康増進課 国保医療係 【内線611】 健康指導係 【内線621】
2	特定健康診査を受けるとき	特定健康診査費用の全額助成	市で実施する、すこやか健診又は人間ドックの特定健康診査費用の全額を助成	◆年度末年齢で41歳、51歳、61歳になる方で国民健康保険加入者	健康増進課 国保医療係 【内線611】 健康指導係 【内線622】
3	がん検診を受けるとき	各種がん検診事業の全額助成	市で実施する、次のがん検診費用を全額助成 ① 21歳女性：子宮がん検診 ② 41歳女性：乳がん検診 ③ 61歳男女：胃・大腸・肺がん検診 ④ 61歳男性：前立腺がん検診	◆年度末年齢で対象年齢になる方	健康増進課 健康指導係 【内線620】
4	がん治療を受けているとき	尾花沢市がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入助成事業	①医療用ウィッグ購入経費の1/2または2万円のいずれか低い額を助成 ②乳房補整具購入経費の1/2または1万円のいずれか低い額を助成	◆がんと診断され、がんに伴う治療を受けており、過去に助成を受けていない方	健康増進課 健康指導係 【内線620】
5	骨髄提供を行うとき	骨髄移植ドナー助成事業	骨髄等の提供に係る通院、入院又は医師等との面接の日数に2万円を乗じた額を助成(上限14万円)	◆骨髄提供を行うための休暇制度の導入されていない事業所に勤務していること等	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
6	健康づくりを行いたいとき	生涯元気づくりポイント事業	健康づくりイベント等に参加し、生涯元気づくりポイントを15ポイント貯めた方に商品券を贈呈	◆20歳以上の方で、ポイントカードを満点にした方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
7	山形大学医学部東日本重粒子センターで公的医療保険が適応とならない治療を受けた時	重粒子線がん治療患者支援事業	山形大学医学部東日本重粒子センターで公的医療保険が適応とならない重粒子線がん治療を受け、照射費用から先進医療特約保険の給付を引いた上限628,000円を限度として助成	◆山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線治療を行った方で、本市に1年以上住所を有し、世帯の課税総所得600万円以下（滞納のない）の方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※市税等の納付状況により該当しない場合があります。



高齢者 移動・医療・介護支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	運転免許証を持たない65歳以上の市民がタクシーを利用したとき	高齢者おもしろタクシー事業	該当者に対しタクシー券または電子タクシー券を交付 12～48枚/年（500円/枚助成） ※居住地区により交付枚数が異なる	◆市内に住所を有し、居住する65歳以上の方。ただし次の方は対象外 ①障害者向けの福祉タクシー券受給者 ②本人が普通自動車免許証を所持	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
2	高齢者が運転免許証を自主返納したとき	高齢者運転免許証自主返納支援事業	タクシー券又はバス回数券、はながさ商品券のいずれか2万円分を交付	◆65歳以上の方で運転免許証を自主返納された方	市民税務課 市民生活係 【内線136・137】
3	高齢の方の病気を予防したいとき	高齢者の肺炎球菌予防接種助成事業	肺炎球菌予防接種費用に1人あたり4,150円を助成	◆接種当日に65歳の者で、過去に市の助成を受け接種を受けた事が無い方	健康増進課 健康指導係 【内線620】
4	高齢の方の病気を予防したいとき	带状疱疹予防接種費用助成	带状疱疹予防接種に要した接種費用の一部を助成。生ワクチン1回4,400円（助成1回）、不活化ワクチン1回11,000円（助成2回まで）どちらか一方。	◆年度末年齢65、70、75、80、85、90、95、100歳と101歳以上の市民。過去に助成を受けた方は対象外。	健康増進課 健康指導係 【内線621】
5	高齢の方がインフルエンザの予防接種を受けるとき	高齢者インフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザ予防接種費用の一部を助成	◆65歳以上であり、10月～1月の間にインフルエンザ予防接種を受ける方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
6	高齢の方が在宅介護サービスを受けるとき	介護保険サービス（在宅サービス）	通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、福祉用具レンタル、短期入所介護等の介護保険サービスを、ケアプランに基づいて利用した際に、サービス費の9割～7割を介護保険で負担	◆介護認定を受け、要支援・要介護に該当となった方で、そのサービスごとの要件を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
7	高齢の方の在宅介護に必要な福祉用具を購入するとき	介護保険サービス（在宅サービス 福祉用具購入）	ケアプランに基づいて購入した特定福祉用具費を介護保険で負担（購入費の7割～9割、上限10万円/年）	◆介護認定を受け、要支援・要介護に該当となった方で、特定福祉用具購入の要件を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
8	高齢の方の在宅介護に必要な住宅改修を行なうとき	介護保険サービス（在宅サービス 住宅改修）	ケアプランに基づき、手すりや段差解消などの住宅改修を行った経費を介護保険で負担（経費の7割～9割、上限20万円）	◆介護認定を受け、要支援・要介護に該当となった方で、住宅の改修等が必要要件を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
9	介護に高額な負担を要したとき	高額介護サービス費	一ヶ月の介護保険の自己負担が一定額を超えたとき、超過分を助成	◆世帯の課税状況に基づく限度額を超えたサービス利用があった方 ◆初回月のみ申請必要	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
10	介護施設に入所するとき	介護保険サービス（施設等入所サービス）	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、特定施設入居者生活介護等に入所している方のサービス費を介護保険で負担（サービス費の7割～9割）	◆介護認定を受け、要支援・要介護に該当となった方で、それぞれの施設の入所要件を全て満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
11	介護施設に入所、短期入所を利用するとき	特定入所者介護サービス費（負担限度額の認定）	介護施設に入所、短期入所を利用する際の食費と居住費（滞在費）の自己負担分、一部を介護保険で負担	◆市民税非課税世帯で資産要件等を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161】
12	社会福祉法人等が運営する介護保険サービスを利用するとき	社会福祉法人等利用者負担軽減制度	社会福祉法人等が運営する施設で介護保険サービスを利用する場合、利用料金の自己負担分を軽減	◆市民税非課税世帯で、収入や利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認められ、別に定める要件を全て満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
13	在宅介護用品が必要なとき	介護用品（紙おむつ等）支給事業	在宅介護の方で、常時失禁状態で常に紙おむつが必要な方に、介護用品引換券を支給	◆要介護2以上で、本人の市民税が非課税で、支給要件を満たす方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
14	高齢者が配食サービスを受けたいとき	食の自立支援事業（配食サービス）	週に2回を上限に夕食の弁当（自己負担額あり）を配達し、安否確認を行う	◆ひとり暮らし高齢者、虚弱な高齢者のみの世帯 ◆老人と心身障がい者の同居世帯	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
15	リフト付タクシーを利用したいとき	高齢者移動サービス事業	リフト付タクシー利用1回につき利用料金の70%を助成	◆在宅生活をされており、要介護4または5の方で、車いすやストレッチャー以外に移動困難な方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
16	高齢の方の認知症による事故等を防止するとき	おうちにかえろう事前登録事業	認知症により徘徊のおそれのある方を、市・尾花沢警察署・包括支援センターに事前に登録し、行方不明時の早期発見の支援を行う	◆認知症等高齢者の方	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
17	除雪の支援が必要なとき	除雪サービス事業	自力での除雪が困難で、近親者から援助がもらえない方に対し除雪に係る費用の一部を助成	◆65歳以上のみで構成される世帯 ◆上記に加え、重度心身障害者を世帯員に含む世帯 ◆重度心身障害者のみの世帯 ◆その他要件あり	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。



障がい者 医療・介護支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	20歳未満の障がいのあるお子さんを養育しているとき	特別児童扶養手当	【支給額】 障害1級：月額56,800円 障害2級：月額37,830円	◆精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方（所得制限あり）	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
2	20歳未満の重度障がいのあるお子さんの介護を要するとき	障害児福祉手当	【支給額】 月額16,100円	◆重度障がいのため常時特別の介護を要する在宅の20歳未満の方（所得制限あり）	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
3	20歳以上の重度障がいのある方の介護を要するとき	特別障害者手当	【支給額】 月額29,590円	◆重度障がいのため常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方（所得制限あり）	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
4	重度心身障がい（児）者が医療機関等を受診したとき	重度心身障がい（児）者医療費助成事業	重度心身障がい（児）者が医療機関等を受診した際の自己負担額の助成 ※ 保険外診療分や入院時の食事療養費は、助成対象外 ※ 本人またはその扶養者が所得税課税の場合は、一部負担金有（医療費の1割は自己負担）の医療証を交付	◆市民税所得割の額が23万5千円未満で、身体障害者手帳1・2級、養育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等の一定の要件を満たす方	健康増進課 国保医療係 【内線624】
5	除雪の支援が必要なとき	除雪サービス事業	自力での除雪が困難で、近親者から援助がもらえない方に対し除雪に係る費用の一部を助成	◆65歳以上のみで構成される世帯 ◆上記に加え、重度心身障害者を世帯員に含む世帯 ◆重度心身障害者のみの世帯 ◆その他要件あり	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
6	心身障害者の方で移動に係る支援が必要なとき	障害者社会参加移動促進事業	心身障がい者の移動に係るタクシー利用や自家用車（自動車税の減免を受けているもの）の給油代について一部を助成 ① タクシー券又は電子タクシー券 48枚/年（500円/枚助成） ② 給油券 12枚/年（500円/枚助成）	◆身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神保健福祉手帳1～3級	福祉課 生活福祉係 【内線172】
7	リフト付タクシーを利用したとき	リフト付タクシー券	リフト付タクシー利用1回につき利用料金の70%を助成する利用券を交付。助成枚数は24枚/年 ※障害者社会参加移動促進事業①②の助成と併用できません。	◆下肢、体幹及び移動機能障害のいずれかの障害により身体障害者手帳1・2級所持者	福祉課 生活福祉係 【内線172】
8	障がいを軽減するための医療を受けるとき	自立支援医療【更生医療、育成医療】	障害が軽減することが見込まれる方、または機能の維持をはかり日常生活を容易にすることを目的に行う医療に対する自己負担額の軽減	◆身体障害者手帳の交付を受けている方（更生医療にかぎる）	福祉課 生活福祉係 【内線172】
9	補装具の給付や修理を受けたいとき	補装具の給付・修理	視覚障がい者安全杖・補聴器・義手・義足・車イス等用具の給付及び修理	◆身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病の方	福祉課 生活福祉係 【内線172】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
10	18歳未満の児童の補聴器を購入するとき	尾花沢市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	補聴器購入に係る費用（基準額あり）の2/3を助成。	◆18歳未満の児童で、聴力レベル等一定の要件を満たす方	福祉課生活福祉係【内線172】
11	人工透析療法を受けるとき	人工透析患者通院交通費助成事業	通院に要する経費を助成。（限度額5千円/月、通院距離で往復30km以上）	◆人工透析療法を受けるため、公共交通機関や自家用自動車及び福祉有償運送等を利用している方 ※市民税非課税又は均等割の方のみに限る。	福祉課生活福祉係【内線172】
12	在宅で酸素療法をするとき	在宅酸素療法者支援事業	医師の処方により在宅で酸素療法を行う呼吸機能障害者に対して、月額1,600円を助成。	◆呼吸機能障害の身体障害者手帳所持者（1、2級を除く）	福祉課生活福祉係【内線172】
13	身体障害者の方で車を改造したいとき	身体障害者自動車改造費助成事業	改造に要する助成対象経費として認められた額。（上限10万円）	◆身体障害者手帳所持者で自ら運転する方	福祉課生活福祉係【内線172】
14	リフト付タクシーを利用したいとき	リフト付タクシー券	リフト付タクシー利用1回につき利用料金の70%を助成する利用券を交付。助成枚数は24枚/年	◆下肢、体幹及び移動機能障害のいずれかの障害により身体障害者手帳1・2級所持者	福祉課生活福祉係【内線172】
15	手話通訳者等が必要なとき	意思疎通支援事業	医療機関の受診・検査、官公庁・学校等の公的機関における手続き・相談、社会生活上必要不可欠な手続きの場合、手話通訳者の派遣を行います。（利用者負担は無料）	◆聴覚・音声・言語機能障害で身体障害者手帳所持者	福祉課生活福祉係【内線172】
16	短期間の施設入所サービスを受けたいとき	ショートステイサービス	家族が留守にする時など、障害者（児）を短期間施設に預けることができます。 ※ 利用に係る自己負担額は本人及び扶養義務者の市民税額に応じ決まります。	◆障害者、身体障害者、知的障害者及び難病の方	福祉課生活福祉係【内線172】
17	日常生活で訪問サービスを受けたいとき	ホームヘルプサービス	在宅介護や家事の日常生活訪問サービスが受けられます。 ※ 利用に係る自己負担額は本人及び扶養義務者の市民税額に応じ決まります。	◆障害者、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病の方	福祉課生活福祉係【内線172】
18	訪問入浴サービスを受けたいとき	訪問入浴サービス	移動入浴車にて居宅で入浴サービスが受けられます。（一部利用者負担あり）	◆重度身体障害者（1級程度）及び難病の方	福祉課生活福祉係【内線172】
19	学校通学中のお子さんの自立を促したいとき	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、障がい児の自立を促進するとともに放課後の居場所を提供します。	◆学校通学中の障がい児の方	福祉課こども家庭支援係【内線176・177・178】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
20	精神障害の通院医療を受けたいとき	自立支援医療【精神通院医療】	精神障害の医療を通院して受ける場合、医療費を助成。	◆診断書に基づき対象者として認められた方	福祉課生活福祉係【内線172】
21	介護用に自家用車を改造、または購入したいとき	介護用自動車改造費助成事業	重度心身障害者の介護に伴い、身体障害者本人又は生計を同一にする方が所有する自動車を改造する場合、もしくは車椅子の使用に配慮した自動車を購入する場合に助成。自動車の改造又は購入に要する経費の2分の1以内の額を助成。（上限20万円）	◆下肢・移動機能障害1・2級・体幹機能障害1～3級までの身体障害者手帳所持者の方、又は車椅子等を使用しなければ外出が困難と認められる身体障害者のいる世帯	福祉課生活福祉係【内線172】
22	運転免許を取得したいとき	自動車操作訓練事業	免許の取得に要した費用の2/3以内で10万円を限度に助成。	◆身体障害者手帳所持者（1～4級）・療育手帳所持者	福祉課生活福祉係【内線172】
23	日常生活に必要な介護用具が必要なとき	日常生活用具給付事業	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、移動用リフト、ストマ用品等を給付。自己負担は基準額の1割。（所得に応じた負担額の軽減があります）	◆身体障害者手帳所持者及び難病の方で、かつ在宅の方	福祉課生活福祉係【内線172】
24	住宅を改修したいとき	住宅改修費給付事業	手すりや段差の解消など、住宅改修工事費について助成。 ※ 自己負担は当該給付に要する費用の1割。（所得に応じて月額上限あり。20万円を限度）	◆市内に居住し、下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の方	福祉課生活福祉係【内線172】
25	在宅介護用品が必要なとき	介護用品支給事業	重度心身障害者に対して介護用品（紙おむつ等）を支給。	◆重度心身障害者（生計中心者の所得要件を満たす方） ※身体障害者については、おむつが必要な障害名に限る。	福祉課生活福祉係【内線172】
26	補聴器等が必要な時	きこえはつきり事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に対し、補聴器購入費の1/4を助成する。（上限20,000円）	◆18歳以上で聴力レベル70デシベル未満の方（医師の診断書による）	福祉課生活福祉係【内線172】

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※市税等の納付状況により該当しない場合があります。



農林業経営支援

令和7年度の新規事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	猟友会に新規加入した時	猟友会新規加入者奨励金	尾花沢猟友会に新規加入した時に奨励金を交付 ・わな資格所持者 5万円 ・銃資格所持者 10万円	◆わなもしくは銃の資格所持者で、尾花沢猟友会に新規加入すること	農林課 農村村務係 【内線144・146・152】

継続事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
2	金融機関からの融資を受けて機械を購入するとき	農地利用効率化等支援事業	地域計画の中心経営体が、金融機関からの融資を活用した機械の購入費を助成（経費の3/10以内、上限300万円）	◆地域計画の中心的経営体に位置付けられた農業者等	農林課 農政企画係 【内線142・143】
3	就農前に、県認定施設等で研修を受けるとき	新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）	農業大学校や県が認める先進農家等で研修を受ける就農希望者に対し150万円/年を給付（最長2年）	◆49歳以下で農業経営に強い意欲のある者	農林課 農政企画係 【内線142・143】
4	新規就農するとき	新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）	経営が不安定な就農直後の所得の安定を図るため、最大150万円/年を給付（最長3年）	◆49歳以下で認定新規就農者であること	農林課 農政企画係 【内線142・143】
5	安定した農業経営をしたいとき	経営所得安定対策等（農業再生協議会）	①そば、大豆、野菜等の転作作物に対する助成 ②米価等の下落に対する保険的制度であるナラシ対策などを実施し、農業所得の安定を支える制度。	6月30日までに交付申請書を提出し、以下の要件を満たす方 ◆転作作物は原則として出荷・販売を行うこと ◆ナラシ対策は認定農業者等であること	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
6	堆肥を利用した栽培をしたいとき	エコエリア推進事業（エコ農業推進協議会）	堆肥を利用し、主食用米生産に取り組んだ農業者の堆肥価格・散布料への助成 ※堆肥価格の約1/2を助成 散布料に対し600円/10aを助成	◆生産の目安の達成者であること	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
7	所有する農地を貸付したいとき	機構集積協力金交付事業	農地中間管理機構に対し、地域で話し合い、まとまった農地を貸し付けた地域に対する支援 ① 地域集積協力金（貸し付けた割合に応じて交付） ② 集約化奨励金（団地面積の増加割合に応じて交付）	◆左記①の支援について…機構にまとまった農地を貸し付ける地域。 ◆左記②の支援について…機構を活用して地域の農地を集約化する地域。	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
8	土地改良施設を整備・補修するとき	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の維持・管理を行う市内の団体が実施する施設（設備）の整備・補修に要する経費の60%を助成	◆水利組合等が総事業費の40%を負担することを確約すること	農林課 農村村務係 【内線144・146・152】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
9	市内農業関係団体等が管理する施設を改良するとき	団体営土地改良事業	市内農業関係団体等が管理する施設（設備）の改良に要する経費の一部（30%）を助成	◆農業関係団体等が総事業費の70%を負担することを確約すること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
10	農地や農業用施設の災害復旧工事をするとき	農地等災害復旧事業	農地、農業用施設及び農業に係る共同利用施設の災害復旧工事費の一部を以下のとおり助成 ・生産の目安の達成者 50% ・生産の目安の未達成者 30%	◆災害復旧工事費が3万円以上40万円未満のもの	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
11	農道を補修するとき	農道補修用原材料等助成事業	自治会等が管理する農道（非舗装に限る）の補修に要する原材料購入費の一部を助成	◆自治会等が共同作業で施工する補修事業であること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
12	特用林産物を生産するとき	山の幸振興対策支援事業	特用林産物の生産拡大や高付加価値化等を図るために要する経費を助成（最大50%）	◆市内の生産森林組合等が実施することが確実な事業であること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
13	有害鳥獣（サル・クマ・イノシシ等）から農作物等を守りたいとき	簡易電気柵設置費補助事業	簡易電気柵設置に要する経費を補助（最大50%、上限20万円）	◆設置場所が市内であること ◆市主催の安全講習会を受講すること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
14	狩猟免許を取得するとき	新規狩猟者確保対策事業	狩猟免許取得に要する経費の一部を補助 ①初心者講習会受講料…全額 ②鉄砲所持許可申請手数料…全額 ③医師診断書料…上限3,000円 ④猟友会初年度年会費…上限10,000円 ⑤銃器及び保管庫…1/3以内で上限50,000円	◆狩猟免許を初めて取得する時であること ◆取得後、尾花沢猟友会に入会できること ◆取得後、本市有害鳥獣対策業務に5年以上携われること	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
15	地区内の農用地を効率的に利用したいとき	農用地利用改善団体活動支援事業	農用地利用改善団体活動事業に要する経費を補助	◆1団体に2万円以内の補助	農業委員会 農地係 【内線150・151】
16	鳥獣対策をするとき	地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策推進事業	地域活動組織が自ら計画・運用する被害対策事業を支援し、地域毎の実情に沿った効果的な対策の推進 1. 基礎的被害防止活動 20万円（定額） 2. 発展的被害防止活動 20万円（上限）	◆市との協定締結（3ヵ年） ◆地域鳥獣被害防止計画を策定・提出 ◆基礎的被害防止活動の2種類以上の実施	農林課 農村林務係 【内線144・146・152】
17	荒廃農地を再生したいとき	遊休農地リフレッシュ&アクション事業	地域の担い手農家または遊休農地の所有者が取り組む遊休農地の再生作業の支援（総事業費の1/2又は1/3） 主な対象経費 1. 再生作業…伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、土壌改良、簡易な排水対策等にかかる経費（例：作業機械の借料・燃料費、人件費等） 2. 営農定着・粗放的利用…種子・苗木、肥料等の購入、植栽にかかる経費等	◆総事業費の合計が200万円未満 ◆事業の実施にあたり、直営施工の作業を含むこと	農業委員会 農地係 【内線150・151】
18	すいか生産で意欲的な農業経営をしたいとき	儲かる農業支援事業（すいか産地の振興）	すいか生産基盤の強化、スマート農業技術の導入に対する経費に対して助成 ①生産環境の改善 3/10以内 上限50万円 ②生産基盤の規模拡大（水田からの転作） 4/10以内 上限80万円 ③新規就農者、農業者後継者が取り組む場合 5/10以内 上限100万円以内	◆新規就農者・農業後継者（49歳以下） ◆認定農業者 ◆農業者団体又は農業法人 ◆地域計画の中心的経営体等 ※申込時期については市報でお知らせします。	農林課 農政企画係 【内線142・143】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
19	スマート農業技術を導入したいとき	儲かる農業支援事業 (スマート農業技術普及)	農作業の省力化や労働力不足の解消を目的としたスマート農業技術の導入経費を助成 例) 農業用ドローン、無人操舵ハンドル、その他人工知能等ICT技術を活用した農業用機械、施設等 3/10以内 上限50万円以内	◆新規就農者・農業後継者(49歳以下) ◆認定農業者 ◆農業者団体又は農業法人 ◆地域計画の中心的経営体等 ※申込時期については市報でお知らせします。	農林課 農政企画係 【内線142・143】
20	周年農業に必要な施設設備を導入したいとき	儲かる農業支援事業 (周年農業の確立支援)	周年農業に必要となる設備・機器の導入に必要な経費に対して助成 5/10以内 上限50万円	◆新規就農者・農業後継者(49歳以下) ◆認定農業者 ◆農業者団体又は農業法人 ◆地域計画の中心的経営体等 ※申込時期については市報でお知らせします。	農林課 農政企画係 【内線142・143】
21	新規就農するとき	新規就農者確保対策事業	新規就農者の確保から就農後までを一体的に支援 ①研修生の生活費、住宅、活動用車両への助成 ②新規就農者の資材費、農地・農業機械等の賃借料への助成 ③親元就農した初年度のみ20万円の激励金の交付 ④すいか栽培体験会へ参加する際、交通費等への助成 ⑤農業法人等が農業人フェア等に出展する際の経費への助成	◆就農希望者 ◆新規就農者	農林課 農政企画係 【内線142・143】

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。



中小企業振興支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	商工業の振興を図りたいとき	商工振興補助金	商工会・商店街協同組合・市内商工業団体が行う各種事業費に対する助成	◆商工業者の育成指導に関する事業 ◆商工業者団体が行う地域商工業振興事業 ◆商工業団体が行う地元の購買力を活性化させる事業 ◆特産品等の研究開発の販路拡大事業	商工観光課 商工労政係 【内線254】
2	融資を受けたいとき	信用保証協会保証料補給制度	山形県信用保証協会の債務保証により融資を受けた中小企業者に対し、保証料補給金を交付	◆市内に事業所を有する方で、同一事業を1年以上継続して経営している方 ◆市税を完納した方	商工観光課 商工労政係 【内線254】
3	融資を受けたいとき	中小企業振興資金保証制度	市内中小企業、特に零細企業に対する事業資金の融資を行うための保証料を補給 ① 資金の使途：運転資金、設備資金 ② 保証限度：1企業1,000万円以内 ③ 保証期間：運転資金7年、設備資金7年	◆市内で1年以上同一事業を営む中小企業者 ◆協会業務方法書で定めた対象者 ◆市税を完納した方	商工観光課 商工労政係 【内線254】
4	融資を受けたいとき	中小企業振興資金融資制度	中小企業振興資金の利子を補給 ① 資金の使途：運転資金、設備資金 ② 貸付限度額：1企業1,000万円以内 ③ 貸付期間：7年以内 ④ 補給率：年0.8%以内	◆市内に事業所を有する方で、同一事業を1年以上継続して経営している方 ◆市税を完納した方 ◆製造業、建設業 …売上高が減少し又は主要な原材料が高騰し経営に支障が生じている方 ◆製造業、建設業以外 …売上高の減少等により経営に支障が生じている方	商工観光課 商工労政係 【内線254】
5	商業店舗を出店するとき	商業店舗活性化補助金	市内中小企業者、商業関係団体が行う商業振興を図るための事業に対する助成 ① 商業店舗を出店する事業（事業費の3/10、上限50万円） ② 商業店舗をリニューアルする事業（事業費の3/10、上限30万円） ③ 空き店舗を活用した出店及びコミュニティ施設の運営（賃借料の1/2、上限2万円/月、3年間）	◆商業店舗の出店・リニューアル …内装・外装費及び空き店舗の全面・一部改修に要する経費が20万円以上の事業	商工観光課 商工労政係 【内線254】
6	事業用用地を取得したとき	企業立地促進奨励金（用地取得奨励金）	福原工業団地及び公有適地内に事業場用地を取得したときの奨励金 ① 一括の場合：取得価格の40%相当額（上限1億円） ② 分割払の場合：支払利子の50%相当額 ③ 支払猶予期間の場合：売買契約締結後3年以内は、支払利子相当額	〈指定基準〉 ◆工業 …投下固定資産2千万円以上、用地3千㎡以上、常時雇用10人以上 ◆商業・サービス・共同化 …投下固定資産1千万円以上、常時雇用5人以上 ◆その他 …投下固定資産1千万円以上 ※ 別途、業種要件あり	商工観光課 企業振興係 【内線255】
7	常時雇用者を増員するとき	企業立地促進奨励金（雇用奨励金）	常時雇用者（市内居住者）が新規雇用又は増員されたときの奨励金（雇用者1人につき年額6万円以内を助成）※操業開始月から2年間	同上	商工観光課 企業振興係 【内線255】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
8	操業を開始するとき	企業立地促進奨励金 (操業奨励金)	市内に新設又は増設、若しくは移設された土地、建物、機械設備等の固定資産税相当額に対する奨励金（課税年度から3年間）	同上	商工観光課 企業振興係 【内線255】
9	合併処理浄化施設を整備するとき	企業立地促進奨励金 (排水処理施設整備奨励金)	事業場を新設又は、増設若しくは、移設につき、合併処理浄化槽施設の新設等に要する経費に対する奨励金 ① 指定基準に該当の場合：経費の2/3以内 ② ①以外：経費の1/3以内	同上	商工観光課 企業振興係 【内線255】
10	雪対策をしたいとき	企業立地促進奨励金 (雪対策奨励金)	工場敷地内の雪対策のために実施した措置に係る経費に対する奨励金。適用期間は、操業開始年度から3年間 ※以下①、②のいずれか ① 除雪機械購入又は消融雪装置設置：経費の3/10、上限100万円（適用期間内に1度限り） ② 除排雪に要した経費：経費の3/10、上限30万円	同上	商工観光課 企業振興係 【内線255】
11	商店街の活性化事業をするとき	尾花沢市商店街 活性化推進事業	中小企業団体等及び共同団体が行う商店街の活性化に資する事業費の助成 (事業費の5/10、上限1,000万円)	◆街路灯、駐車場、休憩所、公園、緑地、カラー舗装、消雪設備等を整備する事業	商工観光課 商工労政係 【内線254】
12	共同研修、研究開発をしたいとき	尾花沢市中小企業組織活動推進事業	中小企業等が団体を組織し、技術開発、情報交流又は活路開拓等のために行う、共同研修、研究開発等の事業に対し助成。 (事業費の5/10、上限300万円)	◆技術の開発に資する事業 ◆情報の交流に資する事業 ◆活路の開拓に資する事業	商工観光課 企業振興係 【内線255】
13	新製品・新技術の開発をしたいとき	尾花沢市新製品開発事業	中小企業者又は団体等が新製品開発等の技術研究開発を行う事業に対する助成 (事業費の2/10、上限100万円)	◆新製品の研究開発に資する事業 ◆新技術の研究開発に資する事業	商工観光課 企業振興係 【内線255】
14	新しい産業を創出したいとき	尾花沢市地場産業等 創出支援事業	中小企業者等が地域資源、経営資源を活用し新事業の創出を図り、地域産業の振興に資する事業に対する助成 (事業費の5/10、上限1,000万円)	◆試作品等の開発事業 ◆販路開拓事業 ◆市場調査事業	商工観光課 企業振興係 【内線255】
15	雪対策をしたいとき	尾花沢市中小企業者等 雪対策設備設置事業	事業場敷地内の雪処理をするために行う、消融雪装置の設置又は除雪機械購入費に対する助成 (経費の10%、上限20万円)	◆常時雇用者（短期、季節雇以外）が3人以上 ※ 大型小売店舗及び敷地内店舗、コンビニは対象外 ※ 別途、業種要件あり	商工観光課 企業振興係 【内線255】
16	企業誘致の情報提供をしたとき	尾花沢市企業誘致対策推進事業	企業誘致に関する情報提供及び立地に結びついた場合、その功労者に対し交付 工業団地等：用地取得費の2%以内（上限300万円） 工業団地等以外：用地取得費の1%以内（上限50万円）	◆工業団地等に立地決定がなされ、原則2年以内に操業を開始したとき	商工観光課 企業振興係 【内線255】
17	従業員の福利厚生施設を設置したとき	尾花沢市福利厚生施設設置事業	中小企業者等が従業員のための福利厚生施設の設置費に対する助成 (費用の2/10、上限100万円)	◆社宅等は、2戸以上 ◆体育施設等は500㎡以上 ◆食堂、研修室等は床面積100㎡以上 ◆備品等は含まない	商工観光課 企業振興係 【内線255】
18	敷地内の除雪をするとき	尾花沢市中小企業者等 除雪経費助成事業	事業場敷地内の除雪を行う場合の経費に対する助成。 ※ 豪雪対策本部が設置された年度にのみ適用。 従業員1人対して3千円以内（上限30万円）	◆常時雇用者（短期、季節雇以外）が3人以上 ※ 大型小売店舗及び敷地内店舗、コンビニは対象外 ※ 別途、業種要件あり	商工観光課 企業振興係 【内線255】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
19	技術力向上等のための資格取得を目指すとき	資格取得促進助成金	市内事業所で働く従業員及び求職者が、能力及び技術力向上のための資格取得経費に対する助成。資格取得等に係る経費の1/2を助成 ※年度内1度限り ① 事業所 就労者1人あたり3万円を限度（1事業所上限15万円） ② 求職者 1人あたり5万円を限度	◆事業所 …市内に本店・支店を有している事業所で就労している従業員が対象 ◆求職者 …公共職業安定所を通じて求職活動を行っている方	商工観光課 企業振興係 【内線255】
20	地元企業に就職するとき	じもと就職応援スタートアップ事業激励金	市内企業に就職した新卒者に対して激励金20万円を交付	◆新卒者 ◆市内に住所を有する方 ◆市内事業所に就職した方	商工観光課 商工労政係 【内線254】
21	ワーク・ライフ・バランスを実践するとき	ワーク・ライフ・バランス実践企業支援奨励金	ワーク・ライフ・バランス支援を実践している企業に対し奨励金を交付 下記のいずれかを実践した場合10万円交付 ①女性の管理職登用 ②男性社員の育児休業取得 ③法定を越える介護休業、休暇の取得 ④就学前の子を養育する女性を正規社員として雇用	◆やまがたイクボス同盟に加入 ◆ワーク・ライフ・バランス推進員の選任	中央公民館 地域振興係 【内線327】
22	社員の人材育成のための研修等を実施したいとき	中小企業者等戦略的人材育成支援事業費補助金	新たな事業展開や取引拡大、生産性の向上等自社の経営の向上に向けた人材育成費に対する補助 （費用の2/3、上限20万円）	◆既存従業員の能力向上を図る社外研修や社内研修 ◆習得した知識又は技術等の活用を計画していること ◆当該年度の3月10日まで完了する事業	商工観光課 企業振興係 【内線255】

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。



地域づくり・地域活性化支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	若者が地域おこし事業をするとき	若者チャレンジ支援事業費補助金	概ね40歳以下の市民が構成する団体が自然や文化等の地域資源を活用し遊び感覚を盛り込みながら地域おこしを推進する事業費への補助（3カ年事業上限150万円）	◆市内コミュニティ団体等で、公益性、独創性、発展性、継続性があるもの	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
2	地域の生活道路（市道）を除雪するとき	生活道路除雪事業補助金	地域の生活道路（市道）の除雪経費に対する助成 ① 除雪距離1mあたり1,200円以内 ② 町内会等で維持管理している市道に設置した消雪施設の修繕経費の1/2（上限50万円）	◆市が行う除雪路線外で沿線に住居がある路線の除雪をする方等	建設課 維持管理係 【内線282・283】
3	雪対策をしたいとき	集落等雪対策支援事業費補助金	集落が行う雪対策費への補助 ① 流雪溝を管理するための運営経費 ② 自治会等における雪押場の確保に係る経費（経費の1/2、上限は各々10万円、②は1箇所あたり上限3,000円）	◆各自治会や流雪溝を管理するための団体等	建設課 維持管理係 【内線282・283】
4	地区等で防犯灯の電気料を支払ったときや、防犯灯を設置するとき	防犯灯電気料等補助金	地域の防犯灯に対し、以下にて助成 ① 年度において支払った電気料金の1/2 ② 防犯灯のLED化や新設工事に要する経費（1灯につき3万5千円限度）	◆町内会等が維持管理している防犯灯	建設課 維持管理係 【内線282・283】
5	地区等で市道を補修するとき	市道補修用資材支給事業	地域で市道を補修する際に、砕石、As再生材、生コンのいずれかを支給	◆市道3・4級の維持管理に必要な補修用資材 ※区長とりまとめのうえ、5月中旬に申請	建設課 維持管理係 【内線282・283】
6	地区等で一斉除排雪を行うとき	地域一斉除排雪事業	地域一斉除排雪に取り組む集落に対し、使用したダンプトラック等の借上げ費用の助成（上限20万円）	◆事前に申請があった集落と覚書を取り交わす	建設課 維持管理係 【内線282・283】
7	集落公民館を新築・改築・修繕するとき	尾花沢市分館（集落公民館）整備事業	集落公民館を新築、修繕する際の経費を助成 ① 新築・改築の場合は、事業費の3/5以内（上限600万円） ② 修繕等の場合は、事業費の7/10以内（上限200万円） ③ 耐震診断の場合は、事業費の9/10以内（上限13万5千円） ④ エアコン設置の場合は、事業費の7/10以内（上限20万円）	◆他の補助制度による補助を受けた場合は、補助額を差し引く	中央公民館 地域振興係 【内線327】

8 集落や団体が地域おこし事業をするとき	○基礎交付金事業 対象：各地区の地域振興会等 交付額：地区均等割60万円+人口割@100円 ○チャレンジ事業 交付額：交付率80%、上限100万円 (人材育成、自然環境保全事業は100%) ○地域除雪活動支援事業 集落内の除雪困難者宅などの除雪を集落内の組織が行うものについて①～③の合計額を交付。 ①傷害・損害保険全額 ②除雪機借上げ料5,000円/台 ③事務費：①+②の合計額の15% ○集落公民館管理費支援事業 集落公民館の電気水道料基本料金の1/2を支援	◆市内コミュニティ団体等で元中央公民館 気力向上のために行う地域活動地域振興係 【内線327】
----------------------	--	--

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※市税等の納付状況により該当しない場合があります。



防災活動支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	自主防災組織で防災資機材を購入するとき	自主防災組織 防災資機材購入事業	自主防災組織が購入する防災資機材の経費を補助（経費の9/10、限度20万円）	◆防災資機材（発電機、ヘルメット、テント、テレビ、ラジオ等）を購入した自主防災組織	防災危機管理課 防災危機管理係 【内線235】
2	自主防災組織で訓練や研修会等を実施するとき	自主防災組織 向上支援事業	自主防災組織が実施する訓練、研修会等に要する経費、防災士の資格取得に要する経費、自主防災関連団体の運営及び活動に要する経費を補助（上限5万円） ※防災士資格取得経費については上限6万円	◆防災訓練、研修会等を実施した自主防災組織 ◆防災士の資格取得を目指す地区民がいる自主防災組織 ◆市内で防災活動を行う自主防災関連団体	防災危機管理課 防災危機管理係 【内線235】

文化・スポーツ支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	市内外の団体がスポーツ・文化活動において市内の宿泊施設を利用するとき	文化・スポーツ宿泊等 誘致推進事業費補助金	市内の宿泊施設に宿泊する費用の助成（2,000円/1人1泊、上限10万円）	◆市内の文化・スポーツ施設を利用すること ◆市内の宿泊施設に宿泊すること ◆合宿等の参加人数が5人以上であること	社会教育課 生涯学習 スポーツ係 【内線325】
2	銀山温泉地区に有する建築物を整備するとき	銀山温泉家並保存条例	銀山温泉地区の景観を保存するため、保存地域内にある建物外観の保存整備に必要な工事費への助成（経費の5/10以内、上限300万円）	◆銀山温泉地区に建築物を有する方	商工観光課 観光物産係 【内線251】
3	指定文化財の修理等を行うとき	文化財保護事業補助金	指定文化財の管理、修理、伝承活動等に関して、事業に要する経費を補助（経費の1/2以内、上限50万円）	◆市区域内にある指定文化財・登録文化財を対象	社会教育課 文化財係 【内線321】
4	スポーツ・文化活動において東北大会以上の大会に出場するとき	尾花沢市文化・スポーツ 活動大会出場激励金	予選のある東北大会以上の大会への激励金支給。	◆本市在住者の高校生、大学生、一般を対象 ※ 就学のため住所移住した高校・大学生も対象 ◆予選のある大会であること ◆全国大会以上は監督・コーチも対象	社会教育課 生涯学習 スポーツ係 【内線325】
5	スポーツ少年団等の活動において、東北・全国大会に出場するとき	スポーツ少年団等 各種大会出場費補助金	スポーツ少年団等で活動する団体・個人が、予選を経て東北大会以上の大会に出場する場合に、交通費、宿泊費等の一部を補助。	◆本市在住者であること ◆予選のある大会であること ◆日本スポーツ協会に加盟の競技団体が主催する大会であること	社会教育課 生涯学習 スポーツ係 【内線325】

環境整備支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	衛生ステーションを整備するとき	衛生ステーション施設設置補助金	地域のゴミステーションの設置費の助成	◆衛生組合単位を対象	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
2	生ごみ減量容器（コンポスト）を購入するとき	尾花沢市衛生組合連合会 生ごみ減量容器助成金	家庭で使用する生ごみ用コンポストの購入費の助成 1台につき2千円以内	◆地上据え置き型コンポスト（容量70リットル以上）が対象	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】

